

令和4年第33回

美幌町農業委員会総会議事録

令和4年12月21日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和4年12月21日(水) 午後1時30分から午後2時23分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(19人)

農地部会長	2番	齋藤一男君	3番	梅津幸一君	
	4番	寺本恵二君	5番	安藤良司君	
	6番	高崎利彦君	7番	山岸洋文君	
	8番	武田透君	9番	中川誓子君	
農地副部会長	10番	小林寿美君	11番	重清幸良君	
振興部会長	12番	小泉豊和君	13番	石田力司君	
職務代理	14番	日並洋君	振興副部会長	15番	中村寿恵子君
	16番	佃徹君	17番	田村秀司君	
	18番	木村勝彦君	19番	鎌仲照幸君	
会長	20番	千葉正美君			

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(5人)

事務局長	橋本勝君	主査	矢野豊君
主事補	加賀屋敦君	主事補	石澤美咲君
臨時筆生	寺田裕子君		

議 事 日 程

令和4年第33回 美幌町農業委員会総会
令和4年12月21日 午後1時30分開会

日 程 第 1		議事録署名委員及び総会書記の指名について
日 程 第 2		諸般の報告について
日 程 第 3		会期の決定について
日 程 第 4		会務報告について
日 程 第 5	報告第 68 号	農地等の贈与税の納税猶予適用者が農業を引き続き行っている旨の調査結果報告について
日 程 第 6	議案第 141 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
日 程 第 7	議案第 142 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について
日 程 第 8	議案第 143 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
日 程 第 9	議案第 144 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
日 程 第 10	議案第 145 号	現況証明願について

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員19名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和4年第33回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願い致します。
議 長	これより、議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号12番 小泉委員、同じく議席番号13番 石田委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の矢野主査と加賀屋主事補と石澤主事補を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告1件、議案5件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。なお、議席番号1番 日並 一三委員、本日欠席の旨、届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。以上で会務報告を終わります。
議 長	何かご質問はございませんか。 (「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第68号「農地等の贈与税の納税猶予適用者が農業を引き続き行っている旨の調査結果報告について」を議題と致します。
事 務 局	本件は租税特別措置法第70条の4第1項の規定により農地等の贈与税の納税猶予を受けている農業者が3年ごとに営農継続届出書を税務署に提出する必要があることから調査したもので対象者は議案3ページに記載の6名でございます。確認の結果、全員が農地等を贈与された日から引き続き農業を営んでおり適格者であることを報告致しますとともに本調査結果に基づき証明書を交付させていただきますのでよろしくお願い致します。事務局からの説明は以上です。
議 長	ご異議ございませんか。

	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、報告第68号「農地等の贈与税の納税猶予適用者が農業を引き続き行っている旨の調査結果報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第6、議案第141号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題と致します。 内容番号73号から74号は関連がございますので一括上程致します。
事 務 局	内容番号73号と74号について一括ご説明致します。本件は本年10月総会において農地法第3条による賃貸借を行った農地について一部を北海道に売買するために一旦、合意解約したものでございます。賃貸人は〇〇さん、契約期間は令和4年10月25日から令和5年10月24日までの1年間、合意解約年月日は令和4年12月2日、土地引渡日は令和4年12月2日でございます。内容番号73号についてご説明致します。賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇で面積は〇〇㎡でございます。内容番号74号についてご説明致します。賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇で面積は〇〇㎡でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号73号から74号は適当と認めます。 内容番号75号。
事 務 局	内容番号75号についてご説明致します。本件は農地法3条で使用貸借していた農地を借受人が法人経営になるため合意解約したものでございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は令和4年6月27日から令和5年6月26日の1年間、合意解約年月日は令和4年12月6日、土地引渡日は令和4年12月6日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号75号は適当と認めます。 議案第141号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は適当と認めることに決定を致します。
議 長	日程第7、議案第142号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。 内容番号251号。
事 務 局	今月の案件は全9件で内容につきましては農業公社の買入が1件、農業公社からの一時貸付が3件、再貸付が4件、法人の構成員による賃貸借が1件となっております。 それでは内容番号251号についてご説明致します。参考資料は2ページをご覧ください。本件は農業公社の買入案件でございます。所有権の移転をするものは〇〇の〇〇

さん、所有権の移転を受けるものは札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和4年12月22日、代金の支払期限は令和5年2月14日、利用調整日は令和4年12月13日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

13 番

内容番号251号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんが所有する農地を処分するため、農業公社に売買するものです。なお、この農地は〇〇の〇〇さんと〇〇さんがそれぞれ借受する予定となっておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号251号は適当と認めます。

次の案件は私が当事者になっておりますのでここで議長の交代を致します。暫時休憩致します。

(会長と代理の交代)

職務代理

職務代理の日並です。農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定に基づき、会長代理が会長の職務を行います。また、美幌町農業委員会総会会議規則第10条第2項の規定に基づき、会長代理が議長となり議事を行います。よろしくお願い致します。

休憩前に引き続き会議を開きます。内容番号252号。なお、内容番号252号につきましては千葉委員が当事者となっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により千葉委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。

(千葉委員 退席)

事 務 局

内容番号252号についてご説明致します。参考資料は3ページをご覧願います。本件は農業公社の貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は高野の千葉正美さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案10ページをご覧願います。賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和4年12月22日から令和9年10月25日までの5年間、利用調整日は令和4年12月9日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

12 番

内容番号252号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は10月総会において〇〇さんが農業公社に売買した農地を千葉さんが貸付事業で5年間借りるものです。千葉さんは家族3人で畑作三品と玉ねぎを作付けし、意欲的に営農されていますのでよろしくお願い致します。

職務代理

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

職務代理

ご異議なしと認め、内容番号252号は適当と認めます。

(千葉委員 入席)

職務代理	<p>内容番号252号の審議が終了致しましたので議長の職務代理を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。 暫時休憩致します。</p> <p>(会長と代理の交代)</p>
議 長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。 内容番号253号から254号は関連がございますので一括上程致します。</p>
事 務 局	<p>内容番号253号と254号について一括ご説明致します。参考資料は4ページと5ページをご覧ください。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、賃貸借料については議案記載のとおりで賃貸期間は令和4年12月22日から令和7年12月31日までの3年間でございます。内容番号253号についてご説明致します。利用権の設定を受けるものは〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案10ページをご覧ください。利用調整日は令和4年12月1日でございます。内容番号254号についてご説明致します。利用権の設定を受けるものは〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、利用調整日は令和4年12月6日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。</p>
2 番	<p>内容番号253号と254号につきましては只今事務局の説明のとおりです。 この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方に意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族3人で小麦、甜菜、玉ねぎ花卉を。〇〇さんは小麦、豆類、甜菜、玉ねぎを作付けするほか、肉牛を飼育し、それぞれ意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号253号から254号は適当と認めます。 内容番号255号。</p>
事 務 局	<p>内容番号255号についてご説明致します。参考資料は6ページをご覧ください。本件も農業公社の貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和4年12月22日から令和9年10月25日までの5年間、利用調整日は令和4年12月9日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。</p>
7 番	<p>内容番号255号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この案件は10月総会において〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが貸付事業で5年間借りるものです。〇〇さんは家族3人で小麦、大豆、甜菜、玉ねぎを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号255号は適当と認めます。 内容番号256号。</p>

事務局 内容番号256号についてご説明致します。参考資料は7ページをご覧願います。本件は規模縮小に伴い、自身が構成している法人への賃貸借案件です。利用権の設定をするものは〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受けるものは〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和5年1月1日から令和5年12月31日までの1年間、利用調整日は令和4年11月30日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

6番 内容番号256号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は〇〇さんが規模縮小することになり、自身が構成員となっている法人に賃貸するものです。〇〇さんは法人化して畑作三品、人参、キャベツを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号256号は適当と認めます。
内容番号257号。

事務局 内容番号257号についてご説明致します。参考資料は8ページをご覧願います。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受けるものは〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和4年12月22日から令和7年12月31日までの3年間、利用調整日は令和4年11月25日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

3番 内容番号257号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族3人で畑作四品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号257号は適当と認めます。
内容番号258号。

事務局 内容番号258号についてご説明致します。参考資料は9ページをご覧願います。本件も期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受けるものは〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案11ページをご覧願います。賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和4年12月22日から令和7年12月31日までの3年間、利用調整日は令和4年11月28日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

3番 内容番号258号につきましては只今事務局の説明のとおりです。
この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、当初は圃場の

中央付近の水はけが悪いため、耕作できない部分があり約7反を賃貸から除いていたが現在は耕作できる状態となっているため、面積と賃貸借料を増やし、それ以外は同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族3人で畑作三品、玉ねぎ、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号258号は適当と認めます。
内容番号259号。

事 務 局

内容番号259号についてご説明致します。参考資料は10ページをご覧ください。本件は農業公社の貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案11ページをご覧ください。賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和4年12月22日から令和9年10月25日までの5年間、利用調整日は令和4年12月9日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

10 番

内容番号259号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は10月総会において〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが貸付事業で5年間借りるものです。〇〇さんは家族2人で小麦、豆類、ソバ、甜菜、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号259号は適当と認めます。
議案第142号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第8、議案第143号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。
内容番号90号。

事 務 局

今月の案件は全13件で内容につきましては使用貸借が8件、賃貸借が3件、贈与が1件、売買が1件でございます。
それでは内容番号90号についてご説明致します。参考資料は12ページをご覧ください。本件は経営移譲に伴う使用貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で土地明細につきましては議案17ページをご覧ください。申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間で、権利の種別は使用貸借権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料13ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

11 番

内容番号90号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんが息子の〇〇さんに経営移譲するものです。〇〇さんは家族4人で水稻、小麦、人参、花卉を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いいたします。

いします。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを12月9日、小泉委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

 (「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号90号は適当と認めます。
内容番号91号から92号は関連がございますので一括上程致します。

事 務 局 内容番号91号と92号について一括ご説明致します。参考資料は14ページをご覧願います。本件は先の議案第141号 内容番号73号と74号で合意解約した農地について面積を一部改めて賃貸借を行うものでございます。貸付人は〇〇さん、申請理由は賃貸借、貸借期間は許可日から1年間、賃貸料は議案記載のとおりで権利の種別は賃貸借権でございます。内容番号91号についてご説明致します。借受人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。内容番号92号についてご説明致します。借受人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料15ページと16ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

1 1 番 内容番号91号から92号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は〇〇さんの農地について本年に〇〇さんと〇〇さんが賃貸しましたがその一部を北海道に売り渡すため、改めて売渡す分を除いた面積で賃貸するものです。〇〇さんは家族3人で畑作四品を。〇〇さんは家族3人で小麦、甜菜、玉ねぎを作付けし、それぞれ意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを12月6日、小泉委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

 (「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号91号から92号は適当と認めます。
内容番号93号から94号は関連がございますので一括上程致します。

事 務 局 内容番号93号と94号について一括ご説明致します。参考資料は17ページをご覧願います。本件は経営移譲に伴う使用貸借案件でございます。借受人は〇〇の〇〇さん、申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間で、権利の種別は使用貸借権でございます。内容番号93号についてご説明致します。貸付人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案17ページをご覧願います。内容番号94号についてご説明致します。貸付人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料18ページと19ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

1 6 番 内容番号93号と94号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は〇〇さんが息子の〇〇さんに経営移譲するものです。〇〇さんは家族2人で玉ねぎとアスパラを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いしま

す。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月25日、齋藤委員とわたしとで確認しておりますのでよろしくお願いします。

議 長 ご異議ございませんか。

 (「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号93号から94号は適当と認めます。
 内容番号95号。なお、内容番号95号につきましては〇〇委員の配偶者が当事者となっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき議事参与の制限により、〇〇委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。

 (〇〇委員 退席)

事 務 局 内容番号95号についてご説明致します。参考資料は20ページをご覧願います。本件は新規の賃貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は賃貸借、貸借期間は許可日から5年間、賃貸料は議案記載のとおりで、権利の種別は賃貸借権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料21ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

6 番 内容番号95号につきましては只今事務局説明のとおりです。
 この案件は〇〇さんが通い作について規模縮小することになり、隣接地で耕作している〇〇さんに賃貸するものです。〇〇さんは家族4人で畑作三品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いします。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月26日、梅津委員とわたくしとで確認しておりますのでよろしくお願いします。

議 長 ご異議ございませんか。

 (「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号95号は適当と認めます。

 (〇〇委員 入席)

議 長 内容番号96号。

事 務 局 内容番号96号についてご説明致します。参考資料は22ページから27ページをご覧願います。本件は経営移譲に伴う使用貸借案件でございます。

 貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案17ページから18ページをご覧願います。申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間で、権利の種別は使用貸借権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料28ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

3 番 内容番号96号につきましては只今事務局の説明のとおりです。
 この案件は〇〇さんが息子の〇〇さんに経営移譲するものです。〇〇さんは家族4人

で畑作三品を作付けするほか、肉牛を飼育し、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを12月9日、日並洋委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。

議 長 ご異議ございませんか。

 (「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号96号は適当と認めます。
 内容番号97号。

事 務 局 内容番号97号についてご説明致します。参考資料は29ページから31ページをご願ひします。本件は経営移譲に伴う生前贈与案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案18ページと19ページをご願ひします。申請理由は贈与、権利の種別は所有権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料32ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願ひ致します。

8 番 内容番号97号につきましては只今事務局説明のとおりです。
 この案件は〇〇さんが息子の〇〇さんに経営移譲することに伴い、生前贈与するものです。〇〇さんは家族4人で畑作四品と玉ねぎを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを12月8日、小林委員とわたくしで、確認しておりますのでよろしくお願ひします。

議 長 ご異議ございませんか。

 (「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号97号は適当と認めます。
 内容番号98号から99号は関連がございますので一括上程致します。

事 務 局 内容番号98号と99号について一括ご説明致します。参考資料は33ページと34ページ、36ページをご願ひします。本件は先の議案第141号 内容番号75号で合意解約した農地もあわせて個人から法人への経営変更に伴う使用貸借案件でございます。借受人は〇〇の〇〇さん、申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間で権利の種別は使用貸借権でございます。内容番号98号についてご説明致します。貸付人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案19ページをご願ひします。内容番号99号についてご説明致します。貸付人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料35ページと37ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願ひ致します。

10 番 内容番号98号と99号につきましては只今事務局説明のとおりです。
 この案件は〇〇さんが法人経営に切り替えるため、〇〇さんと〇〇さんの農地をそれぞれ法人に使用貸借するものです。〇〇さんは小麦、豆類、甜菜、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを12月9日、鎌仲委員とわたくし

くしで確認しておりますのでよろしく申し上げます。

議 長 ご異議ございませんか。

 （「異議なし」の声）

議 長 ご異議なしと認め、内容番号98号から99号は適当と認めます。
 内容番号100号から101号は関連がございますので一括上程致します。

事 務 局 内容番号100号から101号について一括ご説明致します。参考資料は38ページと39ページ、41ページと42ページをご覧願います。個人から法人への経営変更に伴う使用貸借案件でございます。借受人は〇〇の〇〇さん、申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間で、権利の種別は使用貸借権でございます。内容番号100号についてご説明致します。貸付人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案20ページをご覧願います。内容番号101号についてご説明致します。貸付人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で土地明細につきましては議案20ページをご覧ください。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料40ページと43ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

10 番 内容番号100号と101号につきましては只今事務局説明のとおりです。
 この案件も〇〇さんが法人経営に切り替えるため、〇〇さんと〇〇さんの農地をそれぞれ法人に使用貸借するものです。〇〇さんは酪農を営み、およそ100頭を搾乳し、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを12月9日、鎌仲委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく申し上げます。

議 長 ご異議ございませんか。

 （「異議なし」の声）

議 長 ご異議なしと認め、内容番号100号から101号は適当と認めます。
 内容番号102号。

事 務 局 内容番号102号についてご説明致します。参考資料は44ページをご覧願います。本件は売買案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで権利の種別は所有権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料45ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

13 番 内容番号102号につきましては只今事務局説明のとおりです。
 この案件は賃貸している〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは家族3人で畑作3品と人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを12月9日、安藤委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく申し上げます。

議 長 ご異議ございませんか。

 （「異議なし」の声）

議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号102号は適当と認めます。 議案第143号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第9、議案第144号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。 内容番号14号。</p>
事 務 局	<p>内容番号14号についてご説明致します。参考資料47ページをご覧ください。本件はカラマツ植林のため農地法第4条による農地転用を行うものでございます。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、農地区分は農業振興地域内の農用地区域外、第2種農地でございます。転用目的はカラマツ植林で計画の概要は〇〇㎡の土地に〇〇本のカラマツの苗木を植えるもので工事期間は許可日から令和5年11月30日までを予定しており、その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
13 番	<p>内容番号14号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この申請地は町の中心部から約15kmほど離れた場所にあり、山林に囲まれた不整形な地形で生産性の低い土地のため現地の状況からみてやむを得ないものであると11月7日、木村委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号14号は適当と認めます。 議案第144号「農地法第4条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第10、議案第145号「現況証明願について」を議題と致します。 内容番号52号。</p>
事 務 局	<p>内容番号52号についてご説明致します。参考資料は49ページをご覧ください。所有者は〇〇の〇〇さん。願出人は代理申請のため〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のためで土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
8 番	<p>内容番号52号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この土地は現在、住宅や農舎の敷地となっており、相当前から畑としては使われておらず農地・採草放牧地以外であることを12月8日、小林委員、寺本委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号52号は適当と認めます。 内容番号53号。</p>
事 務 局	<p>内容番号53号についてご説明致します。参考資料は50ページをご覧ください。所有者及び願出人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇</p>

m²、願出理由は土地地目変更登記のためで土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。

1 8 番

内容番号53号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この土地は国道243号線と栄通りの間の区画整理がされた住宅街の中にあり、現在は雑種地となっているため畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを11月25日、安藤委員、石田委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号53号は適当と認めます。
内容番号54号。

事 務 局

内容番号54号についてご説明致します。参考資料は51ページをご覧ください。
所有者及び願出人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇m²、願出理由は土地地目変更登記のためで土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。

1 8 番

内容番号54号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この土地は美幌北中の東側に位置し、現在、住宅の敷地となっているため相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを11月25日、安藤委員、石田委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号54号は適当と認めます。
議案第145号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長

以上で全議案の審議を終了致しました。
これをもちまして第33回美幌町農業委員会総会を閉会致します。

議 長

ご苦労様でした。

閉会 午後2時23分